

農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員の選出方法が公職選挙法に基づくものから、町長が農業者、農業者の組織する団体等に候補者の推薦を求めるほか、広く公募を行い、議会の同意を得て、任命することになりました。

また、担い手への農地利用の集積・集約化や耕作放棄地の発生防止・解消などに取り組む農地利用最適化推進委員を農業委員会に置くことになりました。

ついでには、農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します。

農業委員・農地利用最適化推進委員共通事項

▼募集期間

平成29年1月16日(月)～平成29年2月15日(水)
時間は、役場開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

▼応募資格

- 次のいずれにも該当しない者
- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 町の職員

▼申し込み方法

農業委員会事務局窓口備え付け又は町ホームページから募集用紙をダウンロードし、必要事項をご記入の上、「直接」、上三川町農業委員会事務局にご提出ください。

▼公表

途中経過及び結果において、住所、生年月日と電話番号を除いた応募者の情報を上三川町ホームページにて公表しますので、ご了承ください。

▼報酬

上三川町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例に定める額

▼身分

非常勤の特別職地方公務員

▼農業委員と農地利用最適化推進委員の兼務

農業委員と農地利用最適化推進委員の両方への推薦、応募は出来ませんが、農業委員と農地利用最適化推進委員を兼務することは出来ません。

農業委員に関する事項

▼募集対象

農業に関する見識を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関して、その職務を適切に行うことの出来る方。

▼主な業務内容

・農業委員会総会への出席(月1回)

・農地の権利移動、農地転用許可申請について、現地調査・審議

・農地利用最適化推進委員の活動に対する援助、協力

▼募集人数 14人

▼任期 平成29年7月20日～平成32年7月19日

▼選任方法

定員数を超えて応募があった場合は、評価委員会を開催し、提出いただいた書類をもとに次の基準などにより総合的に評価し、町議会の同意を得て町長が任命します。

- (1) 女性である者
- (2) 認定農業者である者
- (3) 委員としての意欲及び見識を有する者

農地利用最適化推進委員に関する事項

▼募集対象

農地等の利用の最適化に熱意と見識を有する方。

▼主な業務内容

- ・農地の利用状況調査
- ・遊休農地所有者への指導及び意向調査
- ・農地の利用調整
- ・農業新規参入の促進
- ・必要に応じ農業委員会定例総会に出席

▼募集人数 9人

軽油引取税に係る農業用免税証の交付申請

平成29年分農業用免税証の交付申請を次のとおり受付します。

▼受付日時及び場所

期日 2月7日(火) 上三川地区・明治地区
のうち多功及び天神町
2月8日(水) 本郷地区・明治地区
(多功及び天神町を除く)

時間 午前9時30分～午後3時(正午～午後1時まで昼休み)
場所 役場3階 大会議室

▼持参するもの

- ① 新規申請以外の方
・ 免税軽油使用者証
・ 印かん
- ・ 免税軽油の引取り等に係る報告書
(納品書・請求書又は領収書を持参。納品書等は、確認後返却します。)
- ・ 栃木県収入証紙(420円分：使用者証が今回更新の方のみ)
- ② (新規申請の方)
・ 印かん
・ 農業委員会が発行する耕作証明書
・ 作付け内容や使用機械を記入した書面(写真等)
- ・ 栃木県収入証紙(420円分)

▼免税証の交付

前年度の申請内容に変更のない方 ↓ 書類に不備がない場合、申請日に即日交付します。

新規申請の方及び追加交付希望の方 ↓ 後日、県税事務所窓口にて交付いたします。

※追加交付希望の方は、前年交付と同数量分は申請日に交付します。

●注意事項

- ① 上記の受付期日で都合のつかない方は、2月14日(火)～16日(木)の間に、栃木県庁河内庁舎5階・大会議室で受付をしてください。
【受付時間：午前8時30分～11時30分/午後1時～4時30分】
- ② 新規申請及び数量変更希望の方を除き、耕作証明書の添付は不要です。
- ③ 報告書に添付すべき納品書等を忘れた場合、免税証の即日交付はできません。紛失した場合は、必ず購入店で販売証明書を持参してください。(新規申請の方を除く。)

▼問い合わせ先

栃木県宇都宮県税事務所 課税課
028(626)3018
上三川町農業委員会事務局
56 9166

▼担当募集区域

区域名	区域の詳細	推進委員の定数
第1区	上郷一区・上郷二区・上郷三区・上郷四区・上郷五区・西蓼沼・東蓼沼西・東蓼沼東・中根・向川原・東汗東・東汗西・上文挾・西木代・西汗上東・西汗上西・西汗下・磯岡・美里・並木・露無・本郷台第1・本郷台第2・本郷台第3・ひがしはら	3人
第2区	三ツ家・常光坊・下町1区・下町2区・下町3区・下町4区・下町5区・中町・大町・上町・東館北部・東館南部・井戸川・愛宕町・峰町・願成寺・上蒲生東・上蒲生北部・上蒲生南部・下蒲生・五分一・三村・坂上本田・坂上河原・三本木・桃畑・しらさぎ・泉町・睦洲・日産第1アパート・日産第3アパート・日産独身寮・雇用促進住宅・雇用促進住宅南・十三塚	3人
第3区	大山第一・大山第二・大山第三・大山第四・天神町・西町・本町・城台・下多功・多功下坪・下梁・上梁・川中子一区・川中子二区・川中子三区・下神主・上神主・石田下坪・西田南・西田北・島崎・石田上坪・鞆堂・薄市・閻の田・西浦・富士見台・県営住宅・ゆうきが丘第一・ゆうきが丘第二・ゆうきが丘第三・ゆうきが丘第四・ゆうきが丘第五	3人

▼任期

平成29年7月20日以降の委嘱の日から平成32年7月19日まで

▼選任方法

農業委員会総会を開催し、提出いただいた書類をもとに評価し、農業委員会が委嘱します。

▼問い合わせ先

農業委員会事務局 庶務農地係
56 9166